



くらしの情報

No.
329

【令和2年4月作成】
消費者庁

新型コロナウイルス感染症に便乗した 身に覚えのない商品の送り付け にご注意ください

注意！：政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、
お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

くらしの相談室

心当たりのない荷物が届いた！どうすればいい？

ネットショッピングなどの通信販売が多く利用されている中、「突然心当たりのない商品が届いた」との相談が寄せられています。

事例①

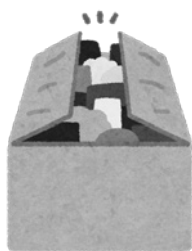
娘あてに代金引換で荷物が届いたが、娘が不在だったため私が受取り、代金を配送業者に支払った。帰宅した娘は、商品を注文した覚えがないと言っている。返品し、返金を求めたい。



事例②

海外の送り主から私あてに封書が届いたので開封したところ、スカーフが入っていた。請求書はなく、送り主に心当たりがない。受け取った商品をどうしたらいいか。

アドバイス



- 家族あてに商品が届いた場合、本人に確認を取りたい旨を配送業者に伝え、一旦持ち帰ってもらい、送り状に記載された情報を控えておきましょう。また、代金引換で商品を受け取った場合には、本人が早急に送り主に連絡し、注文していない旨を伝え、返品・返金の交渉をしましょう。
- 事例②はいわゆる「**送り付け商法**」とは異なり、代金を請求されることはなく、送り主の意図は不明な場合がほとんどです。また、商品がブランド品の偽物などの場合は税関等でトラブルとなる可能性もあり、送り返すことはせずに14日間程度保管すれば処分できる可能性もあります。

消費生活相談 TEL.06(6858)5070

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～午後5時

相談されるときは次の準備をしていただくと、相談がスムーズに進みます。

原則として相談は当事者本人(市内在住・在勤者)から

①事前に相談内容を簡潔にまとめておく

②契約書・保証書・パンフレットなど、相談に関する資料の用意

エシカル消費を始めよう！

○「エシカル消費」ってなに？

エシカル(ethical)は「倫理的な」という意味で、「倫理的消費」ともいいます。人や社会への貢献や、地球環境などに配慮した商品やサービスを積極的に選んで消費することをいいます。消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら、消費活動を行うことであるともいえます。

生活が便利になり、世界中のさまざまな商品・サービスを消費できるようになった現在では、消費者にたどり着くまでの生産の過程や消費した後の廃棄過程の「つながり」が見えにくくなっており、商品やサービスの背景にある社会や環境に対する負担や影響を意識しないまま、大量の消費が行われています。「エシカル消費」では、消費者一人ひとりがこの「つながり」を意識し、社会や環境へ配慮した工程・流通で作られた商品・サービスを積極的に選び、消費した後の廃棄についてもしっかり考えて行動することをめざします。私たちが関心を持ち、意識するべきことも、商品を使うときの品質や安全性だけにとどまらず、原材料の調達から最終的な廃棄まで、多岐にわたっています。

○わたしたちにできることって？

- ・必要なものを、必要なぶんだけ買う
- ・エコ商品やリサイクル製品を選ぶ
- ・障害者支援につながる商品を買う
- ・地産地消を心がける、被災地の商品を買う
- ・フェアトレード（※）商品を選ぶ

（※）開発途上国で作られた作物や製品を適正な価格で継続的に購入することで、生産者の持続的な生活向上を支える仕組み



以上のように、私たちにできることはたくさんあります。すべての消費行動で「エシカル消費」を実践するのは難しいかもしれませんが、まず「エシカル」な視点を持って買い物をするところから始めてみませんか。

くらしのひろば(移動消費者教室)を利用してみませんか

- ▼内 容＝契約に関する基礎知識や悪質商法の手口の紹介など消費者問題に関する講座
テーマや時間をご相談ください。(講座時間は60分程度)
- ▼対 象＝市内のPTAや自治会、地域グループなど、おおむね10人以上の団体
- ▼会 場＝申込み団体でご用意をお願いします
- ▼日 時＝月～金曜日(年末年始を除く)・10時～16時
- ▼申込方法＝希望日時、会場、テーマを決め、おおむね1か月前までにくらしかん(06-6858-5073)へ電話
でお申込みください

令和2年度(2020年度)くらしかん登録グループ一覧

くらしかんを拠点に、くらしかん祭りの企画・運営やくらしに関するさまざまな活動（生活情報ひろばでの講座・パネル展示、リユースバザー）、学習、市民への情報提供などを行っています。

RP の会 豊中地区会

RP の会は退職者(Retired Persons)の会ー高齢者の高齢者による高齢者のための会です。高齢者の消費生活についての調査研究と情報提供、暮らし方、生活環境改善に関する提案を行っています。

SA とよなか

市内の高齢者・身障者支援、外国人交流等地域福祉分野でのボランティア活動を実施。くらしかん祭りでは折り紙や、お茶席、ふれあいマジック等運営に協力するほか、くらしかんの研修・諸行事に参加、生活情報ひろばでの事業を企画・実施しています。

桜塚校区福祉会

くらしかんの調理室で独居老人のための弁当作り、虚弱老人のためのデイサービス、生活情報ひろばで高齢者との会食会、廃食用油リサイクル集油（毎月第二火曜日 9 時 30 分～ 12 時）、独居老人と子どもの食事会「さくら食堂」（毎月第三水曜日）、ぐんぐん元気塾（毎週水曜日 10 時 30 分～ 11 時 30 分）をしています。

NPO 法人国際交流の会とよなか

在住外国人支援・国際協力・国際理解・国際交流の 4 つの柱で活動。カフェ「サパナ」の運営協力もしています。くらしかんでは世界のお料理の講座をしています。

NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21

「豊中アジェンダ21」ー 地球の環境を守るとよなか市民行動計画ー の啓発と推進活動を行っています。

豊中市婦人団体連絡協議会

豊中市内の婦人団体と緊密な連絡を保ちながら、女性の自立の促進（男女共同参画社会の実現）、消費者問題、環境問題に取り組んでいます。

とよなか消費者協会

消費者問題の研究・学習・調査活動を通じて、消費者主権の確立と利益の保護をめざします。くらしの安全と健康を守り、消費者市民社会の実現に向けて、情報発信・消費者啓発・環境保全・地産地消の推進等の実践活動を続けています。

南桜塚ゆうの会

地域の公民分館、曾根まちづくり研究会や防災部会の活動に参加・協力しています。会員向けには読書会や小物作り、ハイキングを企画し、くらしかんでは手作り講座、地産地消、バザー、くらしかん祭りに参加・協力しています。

ワンネス

「みんなが繋がり・関わり・支えあえる！」そんな暮らしの実現を目指して活動。くらしかんでは「高齢者の住み替え相談会」と生活情報ひろばでのワンネス講座等を企画・開催しています。

NPO 法人大阪府北部コミュニティカレッジ

アクティブシニアをめざす科では、大阪府シルバーアドバイザー認定講座などを開催。また、同行援護従業者養成講座をくらしかんにて開催し、卒業生は視覚障害者と街歩きを実施しています。

「くらしの安心メール」ご存じですか？

消費者被害の早期発見や予防、拡大防止のために「くらしの安心メール」を配信しています。また、くらしかん(くらし支援課)で開催するイベント情報も配信しています。配信をご希望の方は、「city@toyorenroku.jp」に空メールを送信すると、メールが返信されますので、案内に従ってご登録ください。



こちらからも登録できます

防ごう！特殊詐欺

昨年(2019年)、豊中市内の特殊詐欺被害件数は141件で過去最悪になり、被害額も1億9,000万円にのぼりました。くらし支援課では、特殊詐欺被害防止のために様々な取り組みを行っています。

● 豊中警察署・豊中南警察署と特殊詐欺被害防止のため協定を結びました

令和元年(2019年)5月15日、豊中市・豊中警察署・豊中南警察署が「特殊詐欺被害防止巡回啓発事業協定」を締結しました。この事業では、警察官が高齢者の自宅を訪問し、特殊詐欺に関する注意点などをお伝えしています。ご希望の方は、最寄りの警察署に電話でお申込みください。

豊中警察署：06-6849-1234 豊中南警察署：06-6334-1234



● 簡易型自動録音機を無料配布しています



くらし支援課では、固定電話に設置する「簡易型自動録音機」を無料配布しています。対象は、防犯機能付き電話や留守録対応電話機をお持ちでない、豊中市内在住の65歳以上の方がいる世帯(1世帯1個)です。

配布をご希望の方は、特殊詐欺被害防止セミナー(30分程度)にご参加ください。セミナーの詳細は豊中市のホームページに掲載します。その他、上記の巡回啓発事業や出前講座でも配布しています。

● 特殊詐欺撲滅イベントに参加しました

令和元年(2019年)12月8日、大阪府警察・株式会社エディオン主催の「特殊詐欺撲滅イベント」に参加しました。イベントでは「1日防犯アドバイザー」の女優・本田望結さんと大阪府警察が特殊詐欺に関するトークショーなどを行いました。豊中市からは、くらし支援課職員とマチカネくんが出演し、巡回啓発事業のPRなどを行いました。



● このほかの啓発活動

市内のごみ収集車にマグネットステッカーを貼付したり、豊中駅周辺に横断幕を設置するなど、市民の皆様には特殊詐欺に関する注意喚起を行っています。**銀行や行政の職員、警察官が電話で銀行口座や暗証番号を聞き出したり、ATMの操作を指示したりすることは絶対にありません！**不審な電話はすぐに切りましょう。在宅時でも留守番電話に設定しておくことも有効な対策です。



豊中市立生活情報センター

くらしがん

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号
(毎月最終日曜日及び年末年始は休館します)

電話 06(6858)5073
FAX 06(6858)5095

